

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス等への対応指針

1 マスクの着用

マスクの着用は、個人の判断とする。ただし、大学（実習先等を含む）においては、マスクを常に携帯することとし、特に感染リスクが高い場面や医療関係者等にマスクの着用を求められた時などに対応できるよう、各個人において努める。なお、同居者が新型コロナウイルス、インフルエンザ等の学校感染症（以下単に「学校感染症」という。）に感染している場合は、マスクを着用するものとする。

2 手指消毒液等の活用及び換気

学内に手指消毒液等の感染防止対策機器を引き続き設置し、各自使用を心がける。
授業等における定期的な換気を継続する。

3 施設の市民等の利用・貸出

附属図書館、学生食堂を含む学内の施設については、感染予防対策を講じた上で学外者の利用及び貸出を可とする。

4 登校・通勤の判断等

大学独自の健康チェックシートは廃止する。ただし、学内での集団感染を防ぐため、各個人において必要に応じた検温等の健康チェックを行い、感染が疑われる際の登校・通勤は各個人において慎重に判断する。学校感染症の診断を受けた場合は、速やかに大学に報告（学生は教務学生課、教職員は総務企画課）し、指示を仰ぐものとする。

5 実習に係る感染予防対策について

実習施設から実習の受け入れに係る条件等として特段の要請があった場合は、上記1から4までの内容に関わらず、要請に従う。

6 新型コロナウイルス等に係る出席停止・就業禁止措置

学校感染症に感染した学生・教職員については、学校保健安全法施行規則第19条に定められた出席停止の期間の基準に基づき、出席停止・就業禁止措置を行う。

ただし、出席停止中の学生が次項に定めるオンライン授業を受けることを妨げない。

7 オンライン授業

1つの学年で概ね5名以上の学校感染症の感染者（同一の感染症）が同時に発生している場合その他必要と認められる場合は、感染拡大防止に必要と認められる期間当該学年の授業をオンライン授業へ切り替える。ただし、感染者が5名以内であっても、出席停止中の学生にオンライン授業を行うことを妨げない。

8 今後の方針

この指針は、国や自治体の方針、感染症に対する社会認識の変化、教育研究に係るリスク、人権の尊重等を総合的に考慮し、随時改訂を行う。